予算総則第２条第２項、第３項及び第５項で適用する第２条第１項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第２条第５項で規定する除外する１件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第５　受信料額（沖縄県）（消費税込額）

契約種別	支払区分	月額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,105円	6,300円	12,255円
	継続振込等	1,155円	6,585円	12,810円
衛星契約	口座・クレジット	2,075円	11,840円	23,030円
	継続振込等	2,125円	12,125円	23,585円

「口座・クレジット」とは別表第３に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第２条第２項、第３項及び第５項で適用する第２条第１項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第２条第５項で規定する除外する１件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第６　多数契約一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に１件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
50件未満	200円	90円
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	

衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件（沖縄県の区域においては、96件（12か月前払による場合に限る。）、97件、98件又は99件とする。）である場合は、その契約件数を100件として受信料の額を算定する。

また、沖縄県の区域においては、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が９件（12か月前払による場合で、別表第３に掲げる継続振込により支払う場合に限る。）である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

別表第７　団体一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別	割引額
衛星契約 特別契約	すべての契約件数を対象に、契約件数１件あたり　月額　200円

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１１８号

仙台市泉区上谷刈６丁目５番７号　アバンサール八乙女Ⅱ―102、従前の住所仙台市青葉区立町21番17―407号

債務者　新村　徹也

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　清史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月24日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１７３号

宮城県名取市大手町１丁目10番地の12　メゾンタカユウＮＯ２―201号

債務者　齋藤　順

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５７６号

横浜市鶴見区上末吉１―22―11　ミニヨン・フルール102号室、住民票上の住所横浜市鶴見区駒岡４丁目19番３号

債務者　菅原　栄二

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植田　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７７号

横浜市鶴見区駒岡４丁目19番３号

債務者　菅原　春美

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植田　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３８号

広島市中区富士見町13番12―301号

債務者　土居　辰彦

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０３号

広島市佐伯区三筋１丁目５番14―103号

債務者　坂井　智明

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白日　雄歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４号

愛媛県松山市正円寺２丁目３番17号　メゾンド濱田Ｃ号

債務者　尾上　豊明

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
松山地方裁判所民事部